

人事行政の運営等の状況を公表します

市の人事行政の運営の公平性と透明性を高めるため、市職員の給与や勤務条件、研修や処分の状況について日高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、そのあらましをお知らせします。

問い合わせ 総務課人事厚生担当

1 職員の任免及び職員数に関する状況

◆職員の採用・再任用・退職

区分		事務職 (人)	技能労務職 (人)	計 (人)
採用	新規採用	12	0	12
	再任用	11	0	11
	計	23	0	23
退職	定年	4	0	4
	勸奨	5	0	5
	自己都合	6	0	6
	再任用 任期满了	12	0	12
	死亡	0	0	0
	計	27	0	27

※採用は平成31年4月1日、退職は30年度です。
※採用、退職には選考による教育関係職員を含みます。

◆部門別職員数（各年4月1日現在）

区分	職員数(人)			対前年増 減数(人)	
	平成21年	平成30年	平成31年		
一般行政	議会	5	5	6	1
	総務	78	81	86	5
	税務	26	26	26	0
	労働	1	1	1	0
	農水	10	6	6	0
	商工	7	6	6	0
	土木	51	40	39	△1
	民生	73	78	74	△4
	衛生	32	26	27	1
	小計	283	269	271	2
特別行政	教育	66	54	56	2
	消防	0	1	1	0
	小計	66	55	57	2
公営企業等	水道	14	15	15	0
	下水道	12	12	11	△1
	その他	14	17	16	△1
	小計	40	44	42	△2
合計	389	368	370	2	

※再任用職員は含みません。

◆年齢別職員構成（平成31年4月1日現在）

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	1	8	37	35	20	18	36	85	58	39	33	0	370

2 職員の人事評価の状況

◆人事評価の概要（平成30年度）

一般職の職員を対象として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる「能力評価」（年2回）と、業績を把握した上で行われる「業績評価」（年1回）を実施しています。
評価結果は本人に開示し、職員の能力開発や指導育成のほか、昇任、昇給、勤勉手当の成績率の決定等に活用します。

3 職員の給与の状況

◆人件費（平成30年度普通会計決算）

住民基本台帳 人口(30年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成29年 度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
56,224	17,546,332	901,939	2,753,538	15.7	15.3

※人件費には特別職に支給される給料、報酬等も含まれています。

◆ラスパイレス指数（各年4月1日現在）

区分	平成25年	平成30年	増減
日高市	96.5	98.3	1.8
県内市平均	99.7	100.2	0.5

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

◆職員給与費（令和元年度普通会計予算）

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
346	1,360,576	250,411	562,075	2,173,062	6,281

※職員手当には退職手当を含みません。
※給与費は当初予算に計上された額です。

◆職員の平均年齢及び平均給料月額

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	43.2歳	332,800円
技能労務職	52.3歳	341,200円

※百円未満四捨五入。

◆職員の初任給（平成31年4月1日現在）

区分	初任給	2年後	
一般行政職	大学卒	187,200円	207,900円
	高校卒	158,300円	170,100円
技能労務職	高校卒	155,500円	167,400円

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	経験年数10年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	254,200円	344,000円
	高校卒	224,900円	310,900円

※百円未満四捨五入。

◆職員の手当（平成31年4月1日現在）

区 分	内 容																										
期 末 手 当	<table border="0"> <tr> <td>6月期</td> <td>1.300 (0.725) 月分</td> <td>0.925 (0.45) 月分</td> <td>2.225 (1.175) 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.300 (0.725) 月分</td> <td>0.925 (0.45) 月分</td> <td>2.225 (1.175) 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60 (1.45) 月分</td> <td>1.85 (0.9) 月分</td> <td>4.45 (2.35) 月分</td> </tr> </table>			6月期	1.300 (0.725) 月分	0.925 (0.45) 月分	2.225 (1.175) 月分	12月期	1.300 (0.725) 月分	0.925 (0.45) 月分	2.225 (1.175) 月分	計	2.60 (1.45) 月分	1.85 (0.9) 月分	4.45 (2.35) 月分												
6月期	1.300 (0.725) 月分	0.925 (0.45) 月分	2.225 (1.175) 月分																								
12月期	1.300 (0.725) 月分	0.925 (0.45) 月分	2.225 (1.175) 月分																								
計	2.60 (1.45) 月分	1.85 (0.9) 月分	4.45 (2.35) 月分																								
勤 勉 手 当	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり () 内は再任用職員に係る支給率																										
扶 養 手 当	①配偶者：6,500円 ②子：10,000円 ③父母等：6,500円 ④満16歳から満22歳までの子：1人につき5,000円加算																										
地 域 手 当	給料、扶養手当、管理職手当の3%																										
管 理 職 手 当	管理または監督の地位にある職員の職務、職責に応じた定額：35,700～66,400円																										
住 居 手 当	借家等居住者：家賃額に応じて支給（最高27,000円）																										
通 勤 手 当	①交通機関（電車等）利用者：運賃等相当額 ②交通用具（自家用自動車等）利用者：距離に応じた定額																										
特 殊 勤 務 手 当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務に対して支給される手当で12種類																										
退 職 手 当	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>自己都合</td> <td>勸奨・定年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.586875 月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.270750 月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.709000 月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高限度</td> <td>47.7090 月分</td> <td>47.709000 月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の加算措置</td> <td>制度なし</td> <td>定年前早期退職特例措置</td> <td></td> </tr> </table>				自己都合	勸奨・定年		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分		最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分		その他の加算措置	制度なし	定年前早期退職特例措置	
	自己都合	勸奨・定年																									
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分																									
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分																									
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分																									
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分																									
その他の加算措置	制度なし	定年前早期退職特例措置																									

※日高市は埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものです。

◆特別職の報酬等（平成31年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等	
給 料	市 長	858,000 円
	副市長	728,000 円
	教育長	685,000 円
報 酬	議 長	429,000 円
	副議長	373,000 円
	議 員	349,000 円
期 末 手 当	市 長	6月期 12月期 2.225 月分 2.225 月分
	副市長	
	教育長	
	議 長 副議長 議 員	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

◆勤務時間の概要（標準）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土・日曜日

◆休暇制度の概要・種類等（平成31年4月1日現在）

年次有給休暇	1年度につき20日付与 残日数は20日を限度として翌年度に繰り越し可能
病気休暇	負傷または疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、忌引など特別の事由により勤務しないことが相当である場合
介護休暇	配偶者、父母、子等が負傷、疾病または高齢で介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

◆年次有給休暇の取得

平均取得日数	10.1日
--------	-------

※平均取得日数は平成30年4月1日から平成31年3月31日までのものです。

5 職員の休業に関する状況

◆育児休業等の取得（平成30年度）

育児休業	部分休業	育児短時間勤務
11人	9人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

◆分限処分（平成30年度）

処分の種類	免職	休職	降任	降給
処分者数	0人	5人	0人	0人

◆懲戒処分（平成30年度）

処分の種類	免職	停職	減給	戒告
処分者数	1人	0人	5人	2人

7 職員のサービスの状況

◆職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などサービス上の強い制約を課しています。

◆職務専念義務の免除の状況（平成30年度）

主なもの…研修・任用試験、人間ドック受診、リフレッシュ休暇を受ける場合

8 職員の研修の状況

◆研修の実施（平成30年度）

研修種別	主な内容	修了者数
一般研修	階層別研修	165人
	専門研修（コンプライアンス研修、交通安全講習会、人事評価研修等）	1,106人
	その他研修（講師養成研修等）	2人
派遣研修	市町村アカデミー	9人
自主研修	通信教育講座	4人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

◆定期健康診断等の受診（平成30年度）

定期健康診断	293人
人間ドック	123人

◆日高市互助会（平成30年度）

名称	日高市職員会
会費	2,916,470円 (基本給の2/1,000)
会員数	386人
主な事業	・ごみゼロ日高クリーン運動 ・職員会研修事業等

※会員数には特別職等を含みます。

10 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況

平成30年度は、措置要求及び審査請求に係る事案はありませんでした。